

## 掛川市公告

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項において準用する同条第1項の規定により公共下水道の事業計画を変更するので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により次のとおり公示し、当該計画変更に係る関係図書を縦覧に供する。

なお、当該計画区域に関し利害関係のある者は、縦覧期間満了の日までに掛川市に意見書を提出することができる。

令和6年3月1日

掛川市長 久保田 崇

### 1 事業計画変更の概要

- (1) 全体計画の変更を踏まえた計画諸元の見直し及び変更
- (2) 大東処理区において、大東浄化センター敷地面積を0.3ha縮小
- (3) 計画目標年次を令和5年度から令和12年度に延伸

### 2 関係図書の縦覧

#### (1) 期間

令和6年3月1日（金）から令和6年3月14日（木）まで（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）

#### (2) 時間

午前8時30分から午後5時15分まで

#### (3) 場所

掛川市役所上下水道部下水道課

掛川市長谷一丁目1番地の2 掛川浄化センター内